

長野県告示第165号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

伊那市

2 事業の種類

伊那市立西箕輪公民館及び伊那市役所西箕輪支所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

伊那市西箕輪地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

伊那市立西箕輪公民館及び伊那市役所西箕輪支所整備事業（以下「本件事業」という。）は、公民館に市役所の支所を併設させた複合施設を整備するものであり、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である伊那市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

昭和43年に複合施設として建築された現在の伊那市立西箕輪公民館及び伊那市役所西箕輪支所は、施設の老朽化が進行し、建物が現行の耐震基準に適合していないことから、利用者の安全性の確保に問題がある。さらに、OA機器等の増加による事務スペースの狭隘化等により、事務の執行に支障が出ていることやエレベーター、育児室、授乳スペース等の利用者の利便性向上のために必要な設備が整備されていないことといった課題を抱えている。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して公民館に市役所の支所を併設させた複合施設を整備するものである。

本事業の実施により、業務の効率化や利用者の安全性の確保と利便性の向上が図られる。さらに、伊那市が進める地域住民と行政との協働によるまちづくりのための活動拠点が機能強化され、地域自治の推進と生涯学習、社会教育等の公民館活動の推進が図られる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地の一部は、事業所と民家に隣接するほかは道路と畑に隣接している。

本件事業の施行にあたっては、景観及び騒音に配慮する必要があるため、事業所と民家に隣接する箇所に植栽等を行う

ことから、周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

なお、伊那市が起業地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条の規定により埋蔵文化財の発掘を施行したところ、埋蔵文化財が所在しないことが確認されている。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、伊那市立西箕輪公民館及び伊那市役所西箕輪支所は、施設の老朽化が進行し、建物が現行の耐震基準に適合していないなど、利用者の安全性の確保や利便性の面で課題を抱えており、これらを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成18年度に策定された「第1次伊那市総合計画」の実施計画（平成24年度から平成26年度まで）に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の施行が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

伊那市立西箕輪公民館

企画課土地対策室

長野県告示第166号

テレビ難視聴地域解消事業補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第318号）は、廃止します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

情報統計課

長野県告示第167号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
こぶし薬局	茅野市豊平南堀4538-1	平成25年3月1日
クオール北長野薬局	長野市吉田3-22-12	平成25年3月1日
ウェルシア薬局千曲稻荷山店	千曲市稻荷山治田町1332	平成25年3月1日
ウェルシア薬局上田しおだ野店	上田市神畑500	平成25年3月1日
ウェルシア薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	平成25年3月1日
ウェルシア薬局佐久インターチェーブ店	佐久市小田井613-1	平成25年3月1日
ウェルシア薬局佐久野沢店	佐久市野沢下木戸248-1	平成25年3月1日
ウェルシア薬局東御かのう店	東御市和3178	平成25年3月1日
ウェルシア薬局飯綱平出店	上水内郡飯綱町大字平出2838-1	平成25年3月1日
ウェルシア薬局中野駅前店	中野市西条字並柳1269	平成25年3月1日
ウェルシア薬局松本渚店	松本市渚1-7-1	平成25年3月1日
ウェルシア薬局小諸みかけ店	小諸市御影新田2578-1	平成25年3月1日
みどりヶ丘薬局	塩尻市大字広丘郷原1764-26	平成25年3月1日
訪問看護ステーションあず	松本市梓川倭2689-10	平成25年3月1日

健康長寿課

長野県告示第168号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
清水医院 飯田市三日市場1066	清水医院 飯田市三日市場1065-5	平成24年4月23日
伊那中央病院 伊那市伊那1313-1	伊那中央病院 伊那市小四郎久保1313-1	平成20年8月4日
コウジヤ東口薬局 長野市大字栗田350-1 花光ビル	コウジヤ東口薬局 長野市大字栗田350-1 ピリカビル	平成24年4月11日
岡沢薬局若槻店 長野市若槻団地1-184	若槻岡沢薬局 長野市若槻団地1-184	平成25年2月26日

健康長寿課

長野県告示第169号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
寺島薬局千曲稻荷山店	千曲市稻荷山治田町1332	平成25年2月28日

寺島薬局上田しおだ野店	上田市神畠字貝戸田500	平成25年2月28日
寺島薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	平成25年2月28日
寺島薬局佐久インターチェーン店	佐久市小田井613-1	平成25年2月28日
寺島薬局佐久野沢店	佐久市野沢下木戸248-1	平成25年2月28日
寺島薬局東部かのう店	東御市和3178	平成25年2月28日
寺島薬局長野飯綱店	飯綱町大字平出2838-1	平成25年2月28日
寺島薬局中野駅前店	中野市西条字並柳1269	平成25年2月28日
寺島薬局松本渚店	松本市渚1-7-1	平成25年2月28日
寺島薬局小諸みかげ店	小諸市御影新田2578-1	平成25年2月28日
一二三堂薬局	岡谷市幸町2-20	平成25年3月31日
笠原十兵衛薬局	長野市伊勢町319	平成25年3月31日
松本協立訪問看護ステーションすみれ	松本市巾上10-6田中ビルB棟2階	平成25年3月31日

健康長寿課

長野県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人のんびり	宅幼老所茂田井	佐久市茂田井2146番地2	平成25年3月16日
まごのて有限会社	まごのて美ヶ原温泉デイサービスセンター	松本市大字里山辺字山下130番地1	平成25年3月16日
大心株式会社	リハビリデイサービスぽっかぽか南浅間	松本市大字南浅間506番地3	平成25年3月16日
大心株式会社	リハビリデイサービスぽっかぽか塩尻	塩尻市大門七番町8番12号	平成25年3月16日

(2) 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社中外製作所	株式会社中外製作所	須坂市大字井上1700番地21 (インター須坂流通団地内)	平成25年3月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
特定非営利活動法人のんびり	宅幼老所茂田井	佐久市茂田井2146番地2	平成25年3月16日
まごのて有限会社	まごのて美ヶ原温泉デイサービスセンター	松本市大字里山辺字山下130番地1	平成25年3月16日
大心株式会社	リハビリデイサービスぽっかぽか南浅間	松本市大字南浅間506番地3	平成25年3月16日
大心株式会社	リハビリデイサービスぽっかぽか塩尻	塩尻市大門七番町8番12号	平成25年3月16日

(2) 特定介護予防福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社中外製作所	株式会社中外製作所	須坂市大字井上1700番地21 (インター須坂流通団地内)	平成25年3月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。
平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

指定介護老人福祉施設

開設者の名称 社会福祉法人上伊那福祉協会	施設の名称 特別養護老人ホームみすず寮	施設の所在地 伊那市美篋7164番地2	指定した年月日 平成25年3月1日
-------------------------	------------------------	------------------------	----------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

岡谷市

2 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月9日から

平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

東御市

2 都市計画事業の種類及び名称

東御都市計画下水道事業 東御市公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年1月30日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月10日から

平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成2年長野県告示第834号、平成6年長野県告示第97号、平成8年長野県告示第460号、平成11年長野県告示第123号、平成14年長野県告示第140号及び平成20年長野県告示第149号の事業地のうち、富士見町富士見字一之平、字上ノ原、字大平、字思沢、字糠屋、字坂上、字寺上、字中山、字二之平、字ヒヤクリ及び字山ノ神並びに落合字南原山地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
富士見町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月16日から
平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第176号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱（平成21年長野県告示第450号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

別表の3 林業再生基盤整備事業の項目「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「受けた者」を「受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者」に改める。

信州の木振興課

長野県告示第177号

森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

第4第2項第1号及び第4号並びに第5中「薬剤防除リスクコミュニケーション」の次に「及び伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策」を加える。

別表の1中「ただし、」を「ただし、伐倒駆除のうち松くい虫被害緊急対策その他」に改める。

森林づくり推進課

長野県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
下畑1、下畑2、下畑3、中畑、大久保3及び桂霄寺
- 2 指定の区域
南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
立原2
- 2 指定の区域
南佐久郡南相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
下原池1号、下原池2号、下原池3号、西立谷、東立谷1号、東立谷2号、上木戸、下木戸1号、下木戸2号、下木戸3号、滝沢、横引、上洞1号、上洞2号、中洞、泓沖、藪下、木戸向山1号、木戸向山2号、沢入1号、沢入2号、下原池4号、下原池5号、弘法1号、弘法2号、白湯1号、白湯2号、白湯3号、白湯4号、窪田、入田沢原1号、入田沢原2号、入田沢原3号、由畠、慶頭、四房、浦田、前田1号、前田2号、前田3号、前田4号、床帰1号、床帰2号、床帰3号、大谷、中之沢、村松原1号、村松原2号、村松原3号、生地、西ノ沢1号、西ノ沢2号、西ノ沢3号、西ノ沢4号、西ノ沢5号、西ノ沢6号、中原、竹ノ花1号、竹ノ花2号、竹ノ花3号、東寺村、東押出、西日向、東日向1号、

東日向2号、東日向3号、東日向4号、大庭、塩ノ入、当郷中村、横手、山岸1号、山岸2号、山岸3号、葉毛1号、神門1号、尾体1号、尾体2号、神門2号、宮下、葉毛2号、夫神中村1号、夫神中村2号、夫神中村3号、東沢1号、東沢2号、東沢3号、東沢4号、洞ノ沢1号、洞ノ沢2号、タバタ、青木、南、月夜平1号、月夜平2号、上川原、中道、立石、林ノ口1号、林ノ口2号、湯ノ向、那須里1号、那須里2号、宮沢1号、宮沢2号、宮沢3号、湯原1号、湯原3号、湯原2号、荒屋1号、荒屋2号、荒屋3号、荒屋4号、釜房1号、釜房2号、釜房3号、釜房4号、釜房5号、本村1号、本村2号、本村3号、本村4号、本村5号、本村6号、本村7号、琴山1号、琴山2号、琴山3号、琴山4号、琴山5号、琴山6号、琴山7号、琴山8号、琴山9号、琴山10号、琴山11号、琴山12号、琴山13号、琴山14号、琴山15号、琴山16号、琴山17号、琴山18号、琴山19号、琴山20号、琴山21号、琴山22号、琴山23号、琴山24号、琴山25号、琴山26号、琴山27号、琴山28号、琴山29号、琴山30号、琴山31号、市ノ沢1号、市ノ沢2号、市ノ沢3号、木戸ノ沢1号、木戸ノ沢2号、恋渡1号、恋渡2号、恋渡3号、深山1号、深山2号、深山3号、権現堂2号、権現堂1号、入奈良本1号、入奈良本2号、深山4号、入奈良本3号、入奈良本4号、入奈良本5号、入奈良本6号、下奈良本1号、川原町、下奈良本2号、下奈良本3号、下奈良本4号、下奈良本5号、下奈良本6号及び四谷

2 指定の区域

小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

立沢1、立沢2、立沢3、立沢4、立沢5、立沢6、立沢7、立沢8、立沢広原1、立沢広原2、瀬沢新田1、瀬沢新田2、瀬沢新田3、瀬沢新田4、乙事1、乙事2、富士見台1、富士見台2、瀬沢1、瀬沢2、瀬沢3、瀬沢4、瀬沢5、先能1、先能2、先能3、先能4、机1、机2、机3、机4、机5、机6、机7、机8、机9、机10、机11、平岡1、平岡2、平岡3、平岡4、平岡5、平岡6、平岡7、神代1、鳥帽子1、鳥帽子2、鳥帽子3、鳥帽子4、鳥帽子5、鳥帽子6、鳥帽子7、境広原1、境広原2、信濃境1、信濃境2、高森1、高森2、高森3、高森4、高森5、池袋1、池袋2、池袋3、池袋4、池袋5、田端1、田端2、先達1、先達2、先達3、葛窪1、葛窪2、御射山神戸1、御射山神戸2、御射山神戸3、御射山神戸4、御射山神戸5、御射山神戸6、御射山神戸7、御射山神戸8、御射山神戸9、栗生1、栗生2、栗生3、栗生4、栗生5、栗生6、栗生7、入笠、松目1、松目2、松目3、松目4、富士見1、富士見2、富士見3、富士

見4、富士見5、富士見6、富士見7、富士見8、富士見9、富士見10、富士見11、富士見12、富士見13、塚平、若宮1、若宮2、青木の森1、青木の森2、青木の森3、青木の森4、青木の森5、青木の森6、青木の森7、青木の森8、青木の森9、木の間1、木の間2、木の間3、木の間4、横吹1、横吹2、横吹3、花場7、休戸2、休戸3、休戸4、休戸5、休戸6、花場1、花場2、花場3、花場4、花場5、花場6、大萱及び釜無1

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

山寺(19)、山寺(20)、坂下(4)、荒井(1)、荒井(2)、荒井(3)、小沢(1)、小沢(2)、小沢(3)、小沢(4)、小沢(5)、小沢(6)、平沢(1)、平沢(2)、与地(1)、平沢(3)、平沢(4)、平沢(6)、南沢(1)、横山(1)、横山(2)、横山(3)、横山(4)、横山(5)、平沢(7)、平沢(8)、平沢(9)、平沢(10)、平沢(11)、平沢(12)、平沢(13)、小沢(7)、小沢(8)、小沢(9)、荒井(4)、荒井(5)、荒井(6)、荒井(7)、荒井(8)、荒井(9)、西町(1)、西町(2)、西町(3)、西町(4)、西町(5)、西町(6)、西町(7)、西町(9)、西町(10)、西町(11)、西町(12)、西町(13)、西町(14)、西町(15)、西町(16)、西町(17)、西町(18)、西町(19)、西町(21)、西町(22)、小出二(1)、西町(24)、西町(25)、西町(26)、小出二(2)、小出二(3)、小出二(4)、西町(27)、西町(28)、西町(29)、小出二(5)、小出二(6)、小出二(7)、小出二(8)、荒井内の萱(1)、ますみヶ丘(1)、荒井内の萱(2)、荒井内の萱(3)、荒井内の萱(4)、荒井内の萱(5)、荒井内の萱(6)、荒井内の萱(7)、小出島(1)、小出島(2)、小出島(3)、小出一(1)、小出一(2)、小出一(3)、小出一(4)、小出一(5)、小出一(6)、小出一(7)、小出一(8)、小出島(4)、小出一(9)、小出三(1)、小出三(2)、小出島(5)、小出島(6)、小出島(7)、小出三(3)、小出三(4)、小出三(5)、小出三(6)、小出三(7)、小出三(8)、小出島(8)、小出島(9)、小出島(10)、小出島(11)、小出島(12)、小出島(13)、小出島(14)、沢渡(1)、木裏原(1)、沢渡(2)、沢渡(3)、沢渡(4)、沢渡(5)、沢渡(6)、表木(1)、表木(2)、表木(3)、表木(4)、表木(5)、表木(6)、表木(7)、表木(8)、表木(9)、表木(10)、表木(11)、表木(12)、表木(13)、表木(14)、表木(15)、表木(16)、下牧(1)、下牧(2)、下牧(3)、榛原(1)、榛原(2)、榛原(3)、榛原(4)、車屋(1)、車屋(2)、車屋(3)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、中殿島(1)、下殿島(1)、下殿島(2)、下殿島(3)、下殿島(4)、下殿島(5)、田原(1)、田原(2)、田原(3)、田原(4)、田原(5)、田原(6)、田原(7)、桜井(1)、桜井(2)、桜井(3)、桜井(4)、貝沼(1)、貝沼(2)、貝沼(3)、貝沼(4)、貝沼(5)、貝沼(6)、貝沼(7)、貝沼(8)、貝沼(9)、貝沼(10)、貝沼(11)、貝沼(12)、貝沼(13)、北福地(1)、北福地(2)、北福地(3)、北福地(4)、北福地(5)、北福地(6)、北福地(7)、北福地

(8)、北福地(9)、北福地(10)、北福地(11)、北福地(12)、南福地(1)、北福地(13)、北福地(14)、北福地(15)、南福地(2)、北福地(16)、南福地(3)、南福地(4)、北新(1)、北新(2)、北新(3)、北新(4)、北新(5)、北新(6)、北新(7)、北新(8)、北新(9)、北新(10)、北新(11)、北新(12)、北新(13)、北新(14)、北新(15)、北新(16)、北新(17)、北新(18)、北新(19)、北新(20)、北新(21)、北新(22)、北新(23)、北新(24)、北新(25)、北新(26)、北新(27)、北新(28)、北新(29)、北新(30)、北新(31)、北新(32)、北新(33)、北新(34)、北新(35)、北新(36)、上新山(1)、上新山(2)、上新山(3)、上新山(4)、上新山(5)、上新山(6)、上新山(7)、上新山(8)、上新山(9)、上新山(10)、上新山(11)、上新山(12)、上新山(13)、上新山(14)、上新山(15)、上新山(16)、上新山(17)、上新山(18)、上新山(19)、上新山(20)、上新山(21)、上新山(22)、上新山(23)、上新山(24)、上新山(25)、上新山(26)、上新山(27)、上新山(28)、上新山(29)、上新山(30)、上新山(31)、上新山(32)、上新山(33)、上新山(34)、上新山(35)及び上新山(36)

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 土砂災害警戒区域の名称

入山(1)ア、入山(1)イ、入山(1)ウ、入山(1)エ、田の萱(1)、田の萱(2)、田の萱(3)、下島、黒川渡(2)イ、黒川渡(2)ウ、黒川渡(3)ア、黒川渡(3)イ、黒川渡(1)ア、黒川渡(1)イ、黒川渡(4)、屋形原(3)ア、屋形原(3)イ、奈川温泉ア、奈川温泉イ、屋形原(1)、正沢大橋南、追平、大平(1)、寄合渡(3)ア、寄合渡(3)イ、寄合渡(3)ウ、寄合渡(4)、寄合渡(5)、神谷、保平、川浦、川浦イ、奈川高原入口ア、奈川高原入口イ、黒川渡(5)ア、下道、学校下ア、学校下イ、正沢大橋北、金原(1)、金原(2)、大平(2)、田の萱(4)、寄合渡(7)、寄合渡(9)ア、寄合渡(9)イ、寄合渡(9)ウ、寄合渡(6)、田の萱(5)、寄合渡(8)、寄合渡(1)、黒川渡(2)ア、入山(3)、入山(4)、カン沢、中地川(1)ア、中地川(1)イ、中地川(3)、大唐沢橋(3)、中地川(2)、吉宿、学校口、黒川渡(2)エ、黒川渡(5)イ及び奈川渡

2 (2) 指定の区域

松本市（旧奈川村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

2 (1) 土砂災害警戒区域の名称

新渕橋上流、こんびら東(1)、こんびら東(2)、こんびら、野沢、野沢西、稲核、宮の沢、うりさわ、梨ノ木、風穴の里、風穴の里下、小白川、梨ノ木平、水沢、鵬雲崎、龍安橋下流(1)、龍安橋下流(2)、龍安橋上流、島々橋左岸、島々林道入口、安曇小・中学校上、安曇小・中学校下、雜炊橋左岸下流、橋場(1)、

橋場(2)、橋場(3)、明ヶ平、明ヶ平下、狸平、えのこ沢、蒲田沢、タロ下上、タロ下下、旧大野川下、旧大野川中(1)、旧大野川中(2)、旧大野川上、中平、大野川橋上、宮の原下、宮の原中、宮の原上、番所大滝、番所小滝、大野川J A、慈照寺、丸山橋下、丸山橋中、丸山橋上、八瀬尾神社、金場、楮ノ木(1)、楮ノ木(2)、楮ノ木(3)、乗鞍保育園、蛭窪、位沢中、位沢上、位沢下、楮ノ木(4)、楮ノ木(5)、大桶(1)、大桶(2)、乗鞍橋、オルガン橋、白樺の小道(一の瀬口)、スキー場前バス停、スキー場前、松屋山莊上(1)、松屋山莊上(2)、第7分湯槽、大留沢東、下金山北及び下金山東

2 (2) 指定の区域

松本市（旧安曇村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白鳥(1)

2 指定の区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白鳥(1)、白鳥(2)及び白鳥(7)

2 指定の区域

下高井郡野沢温泉村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

白鳥(1)、白鳥(2)、白鳥(3)、白鳥(4)、白鳥(5)、白鳥(6)、白鳥(7)、平滝(1)、平滝(2)、平滝(3)、平滝(4)、横倉(1)、横倉(2)、横倉、横倉(5)、青倉(1)、青倉(2)、青倉(3)、森(1)、森(3)、森(4)、森(5)、森(6)、森(7)、森(8)、森(9)、森(10)及び森(11)

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

下畑1、下畑2、下畑3、中畑及び桂霄寺

2 指定の区域

南佐久郡佐久穂町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

立原2

2 指定の区域

南佐久郡南相木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供

します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

下原池2号、下原池3号、西立谷、東立谷2号、上木戸、下木戸1号、下木戸2号、下木戸3号、滝沢、横引、上洞1号、上洞2号、中洞、泓沖、藪下、木戸向山1号、木戸向山2号、沢入1号、沢入2号、下原池4号、下原池5号、弘法2号、白湯2号、白湯3号、白湯4号、窪田、入田沢原1号、入田沢原2号、入田沢原3号、由畠、慶頭、四房、浦田、前田2号、前田4号、床帰1号、床帰2号、床帰3号、中之沢、村松原1号、村松原3号、生地、西ノ沢1号、西ノ沢2号、西ノ沢3号、西ノ沢4号、西ノ沢5号、中原、竹ノ花1号、竹ノ花2号、竹ノ花3号、東押出、西日向、東日向1号、東日向2号、東日向3号、大庭、塩ノ入、当郷中村、横手、山岸1号、山岸2号、山岸3号、尾体1号、尾体2号、神門2号、宮下、葉毛2号、夫神中村1号、夫神中村3号、東沢4号、洞ノ沢1号、洞ノ沢2号、タバタ、青木、南、月夜平1号、月夜平2号、上川原、中道、林ノ口1号、林ノ口2号、湯ノ向、那須里1号、那須里2号、宮沢1号、宮沢2号、宮沢3号、湯原1号、湯原3号、湯原2号、荒屋1号、荒屋2号、荒屋3号、荒屋4号、釜房1号、釜房2号、釜房3号、釜房4号、釜房5号、本村1号、本村2号、本村4号、本村5号、本村6号、本村7号、琴山1号、琴山2号、琴山3号、琴山4号、琴山5号、琴山6号、琴山7号、琴山8号、琴山9号、琴山10号、琴山11号、琴山12号、琴山13号、琴山14号、琴山15号、琴山16号、琴山17号、琴山18号、琴山19号、琴山20号、琴山21号、琴山22号、琴山23号、琴山24号、琴山25号、琴山26号、琴山27号、琴山28号、琴山29号、琴山30号、琴山31号、市ノ沢1号、市ノ沢2号、市ノ沢3号、木戸ノ沢2号、恋渡1号、恋渡2号、恋渡3号、深山1号、深山2号、深山3号、権現堂2号、権現堂1号、入奈良本1号、入奈良本2号、深山4号、入奈良本3号、入奈良本4号、入奈良本5号、入奈良本6号、下奈良本1号、川原町、下奈良本2号、下奈良本3号、下奈良本4号、下奈良本5号、下奈良本6号及び四谷

2 指定の区域

小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

立沢1、立沢2、立沢3、立沢4、立沢5、立沢7、立沢8、瀬沢新田1、瀬沢新田2、瀬沢新田3、瀬沢新田4、乙事2、富士見台1、瀬沢3、瀬沢4、瀬沢5、先能1、先能2、先能3、先能4、机1、机2、机3、机4、机5、机7、平岡1、平岡2、平岡4、平岡5、平岡6、平岡7、神代1、鳥帽子3、鳥帽子4、鳥帽子6、高森1、高森4、高森5、池袋1、池袋2、池袋4、池袋5、田端1、田端2、先達1、先達2、葛窪1、葛窪2、御射山神戸5、御射山神戸6、御射山神戸7、御射山神戸8、御射山神戸9、栗生1、栗生2、栗生3、栗生4、栗生6、栗生7、入笠、松目1、松目2、松目3、富士見1、富士見3、富士見4、富士見5、富士見6、富士見7、富士見9、富士見11、富士見13、若宮2、青木の森1、青木の森2、青木の森3、青木の森4、青木の森5、青木の森6、青木の森7、青木の森8、青木の森9、木の間1、木の間2、木の間3、横吹1、横吹2、横吹3、花場7、休戸2、休戸3、休戸4、休戸6、花場2、花場4、花場5、大萱及び釜無1

2 指定の区域

諏訪郡富士見町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝擊に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

山寺(19)、山寺(20)、坂下(4)、荒井(1)、荒井(2)、荒井(3)、小沢(1)、小沢(2)、小沢(3)、小沢(4)、小沢(5)、小沢(6)、平沢(1)、平沢(2)、与地(1)、平沢(3)、平沢(4)、平沢(6)、南沢(1)、横山(1)、横山(2)、横山(3)、横山(4)、横山(5)、平沢(7)、平沢(8)、平沢(9)、平沢

(10)、平沢(11)、平沢(12)、平沢(13)、小沢(7)、小沢(8)、小沢(9)、荒井(4)、荒井(5)、荒井(6)、荒井(7)、荒井(8)、荒井(9)、西町(1)、西町(2)、西町(3)、西町(4)、西町(5)、西町(6)、西町(7)、西町(9)、西町(11)、西町(12)、西町(13)、西町(14)、西町(16)、西町(18)、西町(19)、西町(21)、西町(22)、小出二(1)、西町(24)、小出二(2)、小出二(3)、小出二(4)、西町(27)、西町(28)、西町(29)、小出二(7)、小出二(8)、荒井内の萱(1)、ますみヶ丘(1)、荒井内の萱(2)、荒井内の萱(5)、荒井内の萱(6)、荒井内の萱(7)、小出島(1)、小出島(2)、小出島(3)、小出一(1)、小出一(2)、小出一(3)、小出一(4)、小出一(5)、小出一(6)、小出一(7)、小出一(8)、小出島(4)、小出一(9)、小出島(5)、小出島(6)、小出島(7)、小出三(4)、小出三(6)、小出三(7)、小出三(8)、小出島(9)、小出島(10)、小出島(12)、小出島(13)、沢渡(1)、沢渡(2)、沢渡(3)、沢渡(4)、沢渡(5)、沢渡(6)、表木(1)、表木(2)、表木(3)、表木(4)、表木(5)、表木(6)、表木(7)、表木(8)、表木(9)、表木(10)、表木(11)、表木(12)、表木(13)、表木(14)、表木(15)、表木(16)、下牧(1)、下牧(2)、下牧(3)、榛原(3)、榛原(4)、車屋(1)、車屋(2)、車屋(3)、中組(1)、中組(2)、中組(3)、中殿島(1)、下殿島(1)、下殿島(2)、下殿島(3)、下殿島(4)、下殿島(5)、田原(1)、田原(2)、田原(3)、田原(4)、田原(5)、田原(7)、桜井(1)、桜井(2)、桜井(4)、貝沼(1)、貝沼(2)、貝沼(3)、貝沼(4)、貝沼(5)、貝沼(6)、貝沼(7)、貝沼(8)、貝沼(11)、貝沼(12)、貝沼(13)、北福地(1)、北福地(2)、北福地(3)、北福地(4)、北福地(5)、北福地(6)、北福地(7)、北福地(9)、北福地(10)、北福地(11)、北福地(12)、南福地(1)、北福地(13)、北福地(14)、北福地(15)、南福地(2)、北福地(16)、南福地(3)、南福地(4)、北新(1)、北新(2)、北新(3)、北新(10)、北新(11)、北新(12)、北新(13)、北新(14)、北新(15)、北新(16)、北新(17)、北新(19)、北新(21)、北新(22)、北新(23)、北新(24)、北新(25)、北新(27)、北新(28)、北新(29)、北新(32)、北新(34)、北新(35)、北新(36)、上新山(1)、上新山(2)、上新山(3)、上新山(4)、上新山(5)、上新山(6)、上新山(8)、上新山(9)、上新山(10)、上新山(11)、上新山(12)、上新山(13)、上新山(16)、上新山(17)、上新山(20)、上新山(22)、上新山(23)、上新山(24)、上新山(25)、上新山(26)、上新山(27)、上新山(29)、上新山(30)、上新山(31)、上新山(32)、上新山(33)、上新山(34)、上新山(35)及び上新山(36)

2 指定の区域

伊那市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

1(1) 土砂災害特別警戒区域の名称